

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 85 号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第6条 条例第6条第1項に規定する使用料のうち遊戯用電車の使用料は、乗車券(第2号様式)と引換えに徴収する。

第7条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「利用料金」を「条例第7条第2項に規定する使用料」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「より」の右に「条例第5条第1項に規定する」を、「利用料金」の右に「(以下「利用料金」という。)又は使用料」を加え、同条第2号中「利用する」を「利用し、又は使用する」に改める。

第9条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「第8条」を「第9条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別表中「利用料金」を「使用料」に改める。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)